



発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………  
（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）……………  
（環境局環境改善部化学物質対策課）…

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………  
（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第八百二十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合  
事業施行期間  
平成二十七年八月二十一日から平成三十三年三月三十一日まで

二 施行地区

小金井市本町六丁目及び前原町三丁目各地内

三 事務所の所在地及び設立認可の年月日

小金井市本町六丁目九番三十五号

四 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年八月二十一日

五 告示の年月日

平成三十年六月四日

●東京都告示第八百二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（北区桐ヶ丘一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

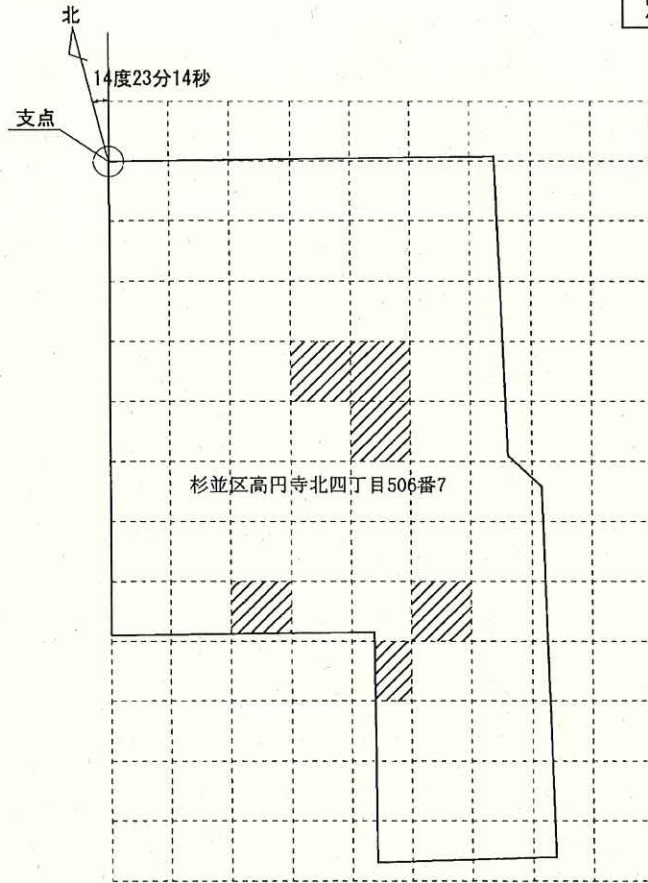
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



支点  
 支点は杉並区高円寺北四丁目506番7の最北端とする。

凡例  
 単位区画  
 敷地境界  
 形質変更時  
 要届出区域

格子の回転角度(14度23分14秒)  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二十五号

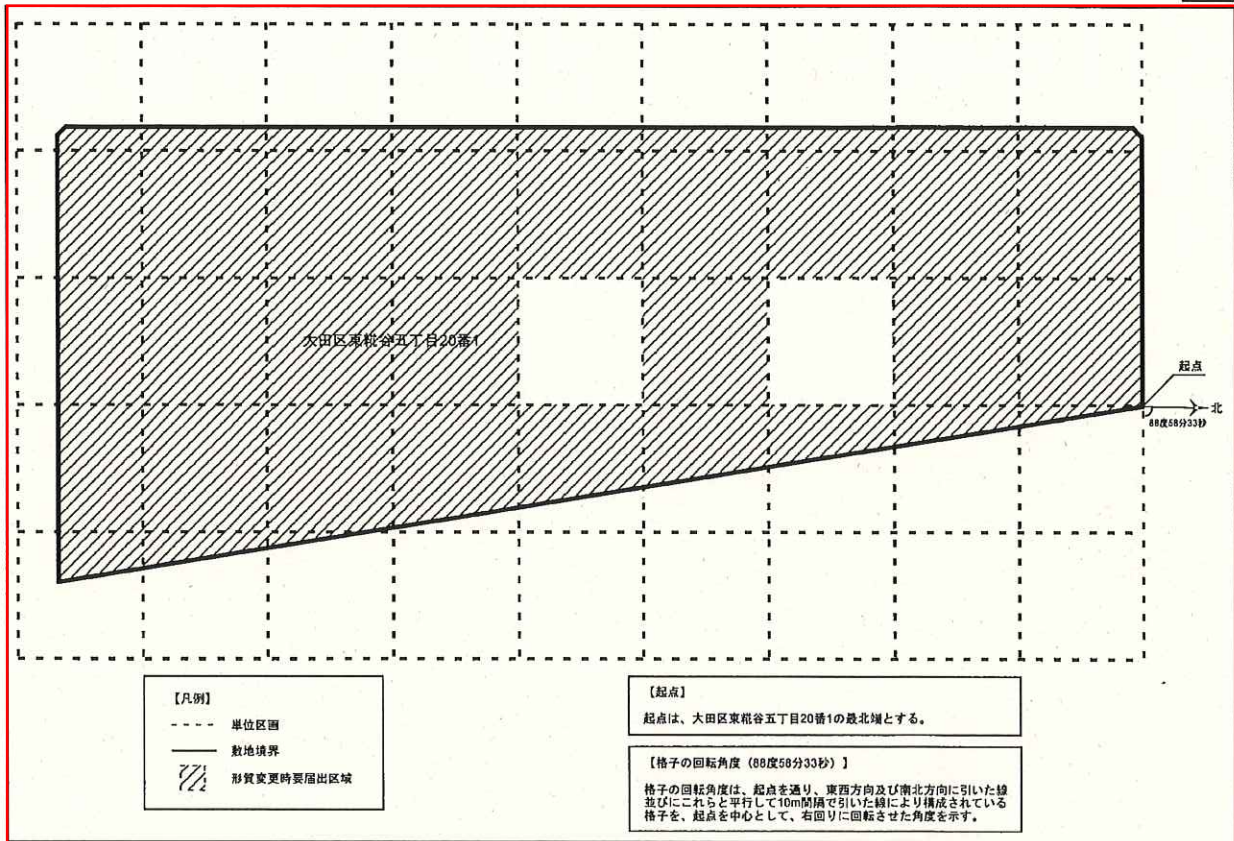
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区東糀谷五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、水銀及びその化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



●東京都告示第八百二十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(練馬区石神井台五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定